

みやぎ NPO 夢ファンド助成金交付にあたっての注意事項

1. 助成金交付にあたっての原則

本助成金は、概算払いによる交付となっています。最終的な助成額は、申請された内容が実施されたか、事業終了後提出いただく助成事業報告書を精査して決定されます。

また、以下に挙げる事項にしたがっていただけない場合、助成金の全部または一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

2. 助成事業実施上の注意事項

A) 事業内容変更時の連絡

申請した事業内容を変更しなければならなくなった場合には、必ず事務局までご相談ください。やむをえない理由の場合は変更届を提出していただきます。

B) 助成事業の明示

助成事業実施にあたり、チラシ・ポスター・冊子などの印刷物を作成する際には「みやぎ NPO 夢ファンド平成 23 年度助成事業」と明示し、ファンドの普及・啓発にご協力くださいますようお願いいたします。

C) 事務局への情報提供

助成事業において、一般に公開できるイベント・セミナーなど開催する場合、事前に事務局までお知らせください。また、チラシ・ポスター・冊子などを作成した際には、随時、事務局へ提出してください。事務局で広報協力をしたり、取材させていただくことがあります。

D) 領収書類の保存

助成事業で支出を行う際は、領収書またはそれに代わる書類を必ず取ってください。随時（事業終了後も含む）、事務局より、支出の状況（領収書の保管状況等）について確認をさせていただくことがあります。

3. 助成事業終了後の提出物

平成 24 年 4 月末までに以下のものを 2 部ご提出ください。①については、電子データでの提出（メールに添付）もお願いいたします。事業が早く終了した場合には、終了次第ご提出いただけてけっこうです。

①助成事業報告書

所定の書式に記入して提出していただきます。ご提出いただいた事業報告書は、せんだい・みやぎ NPO センターのウェブサイトを通じて、広く一般社会に公開されます。

②助成事業の成果物

事業の内容・成果がわかる資料・成果品がある場合は提出してください。

4. その他

A) その他助成金の返還が発生するケース

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- (1) 助成された活動を無断で中止・縮小したり、実行できなかったとき
- (2) 助成金を申請目的以外のために使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき
- (4) 助成決定後、事業の変更により本要項に定める条件を満たさなくなったとき
- (5) 助成申請した団体が助成事業の主催者でなくなったとき

B) 応募要項での規定

応募要項において、助成対象期間、助成内容（助成率）、対象費目にならない経費などが定められています。特に助成対象外の経費については、自己負担分としても総事業費に含めることができないのでご注意ください。

助成事業実施にあたっては応募要項もよくご確認ください、間違いのないようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、ファンド事務局まで随时お問い合わせください。

問い合わせ先

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター（担当：布田・伊藤）

〒980-0804 仙台市青葉区大町 2-6-27 岡元ビル 4F

TEL 022-264-1281 FAX 022-264-1209

E-mail minmin@minmin.org